

事務連絡  
令和5年5月8日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について、情報提供がありましたのでお知らせします。

関係団体各位

標記件につきまして、令和5年4月27日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」（令和5年4月27日政府対策本部決定）の通り、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を5月8日に廃止することとなりましたので、お知らせいたします。

これに伴い、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につきまして、各都道府県宛に通知が発出されました。本通知は内閣官房コロナ対策室HP（以下）にも掲載されておりますので、ご参照ください。

【内閣官房コロナ対策室HP】

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20230427.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230427.pdf)

また、不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等の処分につきまして、環境省HP（以下）に掲載されましたので、併せてお知らせいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等のうち、保管できない又は感染対策上不要となったものについては、リユース、リサイクル、熱回収を実施し、これらが実施できない場合には、適正処分を実施いただきますよう、3R及びプラスチックの資源循環の取組へのご協力をお願いいたします。

周辺の再資源化事業者を把握する際の参考情報等は、環境省HPをご参照ください。

【環境省HP】

不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect\\_contr.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect_contr.html)

貴団体におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、会員の皆様へ御周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。